

# 伊自良苑保護者会会則

## 第一条 (名称)

本会は伊自良苑保護者会と称し、その事務所を伊自良苑内に置く。

## 第二条 (目的)

本会は伊自良苑入所者、通所者に快適な生活環境を与え、科学的な療育を受ける事により生活や作業を通じてより高い人間性をめざし、社会の一員として自立した生活ができるよう努力する。

## 第三条 (会員)

伊自良苑入所者、通所者の保護者で構成する。

## 第四条 (役員)

1、本会役員は次の通りとする。

会長	副会長	書記	会計
監事	広報	バザー	

2、役員は総会において決定する。

3、役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

## 第五条 (会議)

1、総会 年1回開催する。但し必要のある時は臨時に開催する。  
次の事項を審議、決定する。

- ①前年度の事業報告および決算報告
- ②新年度の事業計画および予算
- ③会則の審議
- ④役員を選出

2、役員会 役員会は必要に応じて随時開き、総会の決議に基づき会の日常の運営方針を決定する。

3、保護者会 保護者会は第二条の目的を達成するため、随時開催する。

#### 第六条 (経費)

本会の経費は会費、寄付金、その他をもって充てる。

#### 第七条 (会費)

1、会員は、年額6,000円の会費を納入しなければならない。  
ただし、保護者負担あるいは年金からの支払いの選択制とする。原則として一括納入とする。

2、会計年度、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

付則 本会則は平成15年4月29日より施行する。